

地方自治制度の概要（関係部分）

○ 「総論」関係	1
○ 「1. 自治体の基本構造のあり方」関係	5
○ 「2. 住民参加のあり方」関係	15
○ 「3. 財務会計制度・財政運営の見直し」関係	23
○ 「4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）」関係	37

※1 本資料中、「法§～」と掲げているものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に係る条文である。
※2 本資料中、「令§～」と掲げているものは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に係る条文である。
※3 本資料中、「則§～」と掲げているものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に係る条文である。

「総論」関係

日本国憲法（抄）

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

（参考）日本国憲法起草時におけるマッカーサー草案（昭和21年2月13日）

CHAPTER VIII

Local Government

Article LXXXVI. The Governors of prefectures, the mayors of cities and towns and the chief executive officers of all other subordinate bodies politic and corporate having taxing power, the members of prefectural and local legislative assemblies, and such other prefectural and local officials as the Diet may determine, shall be elected by direct popular vote within their several communities.

Article LXXXVII. The inhabitants of metropolitan areas, cities and towns shall be secure in their right to manage their property, affairs and government and to frame their own charters within such laws as the Diet may enact.

Article LXXXVIII. The Diet shall pass no local or special act applicable to a metropolitan area, city or town where a general act can be made applicable, unless it be made subject to the acceptance of a majority of the electorate of such community.

【外務省訳文】

第八章 地方政治

第八十六条 府県知事、市長、町長、徴税権ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ国会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接普通選挙ニ依リ選挙セラルヘシ

第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ

第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 （略）

②～⑩ （略）

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

⑭～⑰ （略）

地方公共団体の組織及び運営に関する制度の体系

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（第92条）

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第1条）

<主な規定事項>

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- ・ 住民及び住民の権利・義務
- ・ 条例及び規則
- ・ 議会
- ・ 執行機関の構成と事務・権能等
- ・ 財務
- ・ 国等の関与等のあり方及び係争処理等

<地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

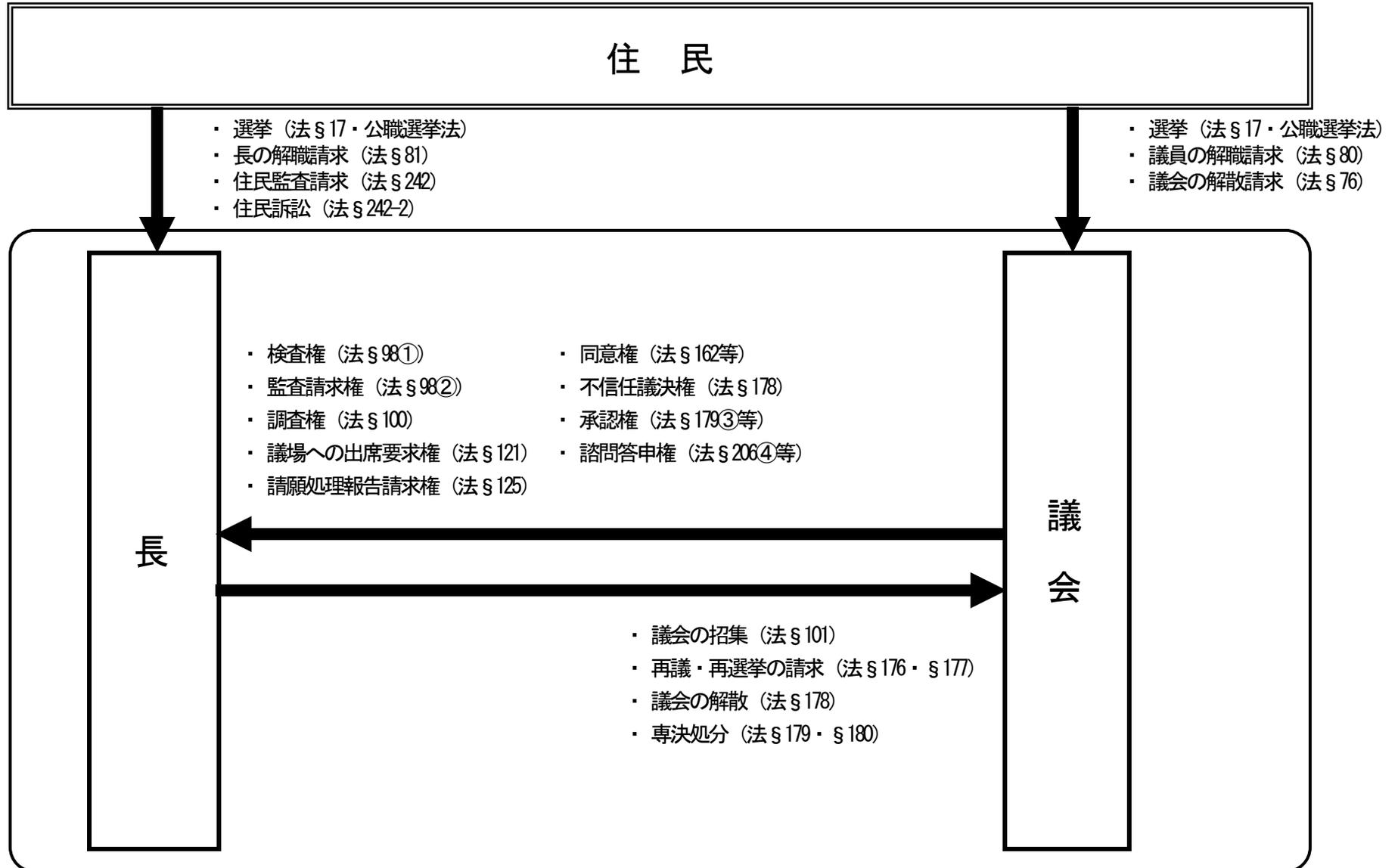
- ・ 公職選挙法
- ・ 地方公務員法
- ・ 地方財政法
- ・ 地方税法
- ・ 地方交付税法
- ・ 住民基本台帳法 等

<特定の行政分野に関する法律>

- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 警察法
- ・ 消防組織法
- ・ 農業委員会等に関する法律 等

「1. 自治体の基本構造のあり方」関係

地方自治体における長と議会の関係等



(参考) 国と地方公共団体の統治体制に関する相違点

	地方公共団体（都道府県）	国
統治体制	首長制 間接民主制 ※条例等の直接請求制度あり	議院内閣制 間接民主制
立法機関(議事機関)	議会(一院制)	国会(二院制)
憲法上の位置付け	「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」	「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」
立法権	条例の制定 ※ 長の権限に属する事務に関する事項は長が規則を制定	法律の制定
選出方法	直接選挙により選出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙権 20歳以上の日本国民たる普通地方公共団体の住民 ・ 被選挙権 25歳以上の選挙権を有する者 	直接選挙により選出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙権 20歳以上の日本国民 ・ 被選挙権 (衆議院)25歳以上の選挙権を有する者 (参議院)30歳以上の選挙権を有する者
行政機関(執行機関)	長	内閣
構成・分担	長の所轄の下に委員会・委員が一定範囲の行政事務を管理・執行	内閣は、内閣総理大臣その他の国务大臣により構成。内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、国务大臣は主任の大臣として行政事務を分担管理
憲法上の位置付け	「地方公共団体の長」	「行政権は、内閣に属する。」
選出方法	直接選挙により選出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙権 20歳以上の日本国民たる普通地方公共団体の住民 ・ 被選挙権 日本国民で30歳以上のもの 	<内閣総理大臣> 国会議員のうちから国会が議決により指名 <国务大臣> 内閣総理大臣が任命(1/2以上は国会議員)
責任	当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う。	行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う。

地方公共団体の種類について

○法 § 1 の 3、 § 8、 § 2 5 2 の 1 9、 § 2 5 2 の 2 3、 § 2 5 2 の 2 6 の 3

普通地方公共団体

※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの

都道府県

市町村

指定都市

要件：人口50万以上の市のうちから政令で指定

中核市

要件：人口30万以上の市の申請に基づき政令で指定

特例市

要件：人口20万以上の市の申請に基づき政令で指定

その他の市

要件：人口5万以上ほか

町村

特別地方公共団体

特別区

※ 大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度

地方公共団体の組合

財産区

※ 特定の目的のために設置されるもの

地方開発事業団

市と町村の主な相違点

		市	町村
要件		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口5万以上 ○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上 ○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上 ○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること <p style="text-align: right;">(法 § 8)</p> <p>〔※ 合併市町村については、市となるべき要件は、人口3万以上のみ。(市町村合併の特例等に関する法律 § 7)〕</p>	<p>【町の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒ 市街地要件、商工業従事者要件などを定めている例が多い。 <p style="text-align: right;">(法 § 8)</p> <p>【村の要件】</p> <p>なし</p>
事務	生活保護	福祉事務所を設置し、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。	<u>福祉事務所を設置する町村</u> においては、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。
	都市計画	知事が都市計画区域を指定し、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。	<u>知事が指定する都市計画区域を有する場合</u> 、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。

指定都市・中核市・特例市制度の概要

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	<ul style="list-style-type: none"> 人口50万以上の市のうちから政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万以上の市の申請に基づき政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 人口20万以上の市の申請に基づき政令で指定
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> 次頁のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> 次頁のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> 次頁のとおり
関与の特例	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
行政組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 区の設置 区選挙管理委員会の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 地方揮発油譲与税の増額 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) 宝くじの発売 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)
決定の手続	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

指定都市・中核市・特例市の主な事務

指定都市	<p>指定都市・中核市・特例市に移譲される事務</p> <p>○都市計画等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に関する都道府県の事務の一部（一定の都市計画 決定を除く） ・土地区画整理事業に関する都道府県の事務のほとんど全部 ・都市再開発法に基づく都道府県の事務の一部 ・宅地造成等規制法に基づく事務の一部 ・住宅地区改良法に基づく都道府県の事務のほとんど全部 ・市民農園整備促進法に基づく事務の一部 	<p>指定都市・中核市に移譲される事務</p> <p>○都市計画等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制に関する都道府県の事務の全部 <p>○福祉に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する都道府県の事務のほとんど全部（児童相談所の設置を除く） ・民生委員に関する都道府県の事務の全部 ・生活保護に関する都道府県の事務のほとんど全部 ・母子及び寡婦に関する都道府県の事務のほとんど全部 <p>○教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の一部（県費負担教職員の任免、給与の決定等を除く） 	<p>指定都市に移譲される事務</p> <p>○社会基盤に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定区間外の国道管理 ・都道府県道の管理 <p>○都市計画等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業等に関する都市計画決定 <p>○福祉に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 <p>○教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定等
中核市	<p>○環境保全に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく都道府県の事務の一部 ・騒音規制法に基づく事務の一部 ・水質汚濁防止法に基づく事務の一部 ・振動規制法に基づく事務の一部 ・土壌汚染対策法に基づく事務の一部 	<p>○保健衛生に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・墓地、埋葬等の規制に関する都道府県の事務の全部 	
特例市	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量法に基づく事務の一部 		
一般市	<p style="text-align: center;">← 都道府県の事務 →</p>		

※指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

○社会基盤に関する事務

- ・指定区間の一級河川の管理

○教育に関する事務

- ・学級編成、教職員定数の決定

○治安・安全・防災に関する事務

- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

法 § 284～ § 291

④ 設置数

1, 664 (構成団体: 延べ10, 861団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

- 一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。
- 一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

<組織>

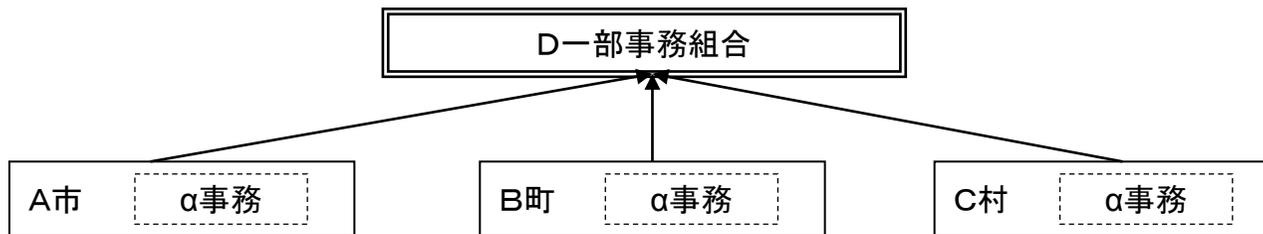
議会 — 管理者(理事会)

※ 議会の議員は規約の定めるところにより選出、管理者は規約の定めるところにより選出

※ 複合的一部事務組合は、管理者に代えて理事をもって組織する理事会を設置することが可能

※ 議会の議員、管理者(理事)その他の職員は、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員、長その他の職員と兼職が可能

※ 管理者(理事会)の組織は、規約の定めるところにより設置



③ 財源

- ① 負担金 ② 手数料 ③ その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

法 § 291条の2～ § 291の13

④ 設置数

111(構成団体:延べ2,323団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

- 広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。
- 一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。
- 広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

<組織>

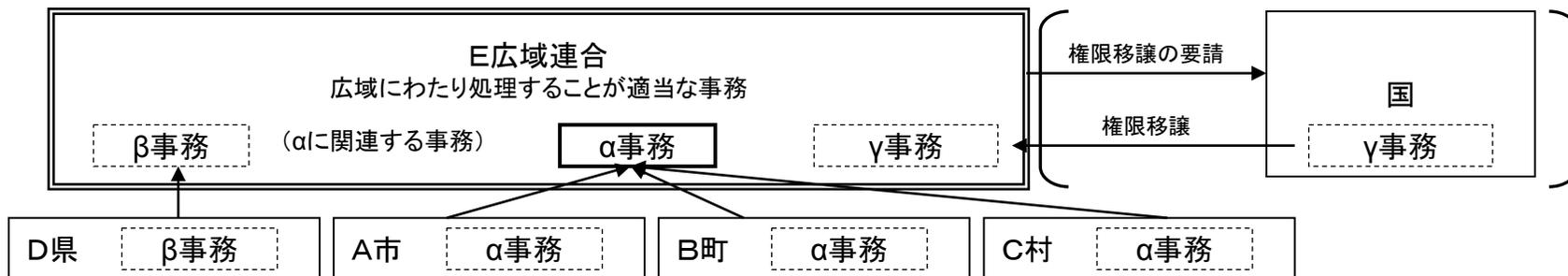
議会 — 長

※ 議会の議員は規約で定めるところにより、①広域連合の選挙人が投票により選挙、又は②当該広域連合を構成する地方公共団体の議会において選挙

※ 長は規約で定めるところにより、①広域連合の選挙人が投票により選挙、又は②広域連合を組織する地方公共団体の長が投票により選挙

※ 議会の議員又は長その他の職員は、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員、長その他の職員と兼職が可能

※ 長の組織は、規約の定めるところにより設置



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

地方分権一括法による国の関与の見直し

旧制度 (平12.3.31まで)

○ 公共事務・団体委任事務・行政事務

- ・ 助言・勧告 (旧法 § 245)
- ・ 資料の提出の要求 (旧法 § 245)
- ・ 是正措置要求 (旧法 § 246の2)

○ 機関委任事務

- ・ 包括的な指揮監督権 (旧法 § 150、旧法 § 151)
認可権・訓令権・監視権・取消停止権 等
(手段方法について個別の法令の規定は不要)

- ・ 助言・勧告 (旧法 § 245)
- ・ 資料の提出の要求 (旧法 § 245)
- ・ 是正措置要求 (旧法 § 246の2)
- ・ 職務執行命令 (代執行: 旧法 § 151の2)

新制度 (平12.4.1から)

○ 自治事務

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告 (法 § 245の4)
(是正の勧告 (法 § 245の6))
- ・ 資料の提出の要求 (法 § 245の4)
- ・ 協議
- ・ 是正の要求 (法 § 245の5)

※ その他個別法に基づく関与

- ・ 同意、許可・認可・承認、指示
- ・ 代執行、その他の関与

一定の場合に限定

できる限り設けない

○ 法定受託事務

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告 (法 § 245の4)
- ・ 資料の提出の要求 (法 § 245の4)
- ・ 協議
- ・ 同意、許可・認可・承認
- ・ 指示 (是正の指示 (法 § 245の7))
- ・ 代執行 (法 § 245の8)

※ その他個別法に基づく関与

できる限り設けない

※ 1 国の関与に対する審査の申出等の一般的な係争処理制度なし。
※ 2 下線部は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれていた関与。

※ 1 国の関与に対する審査の申出等の一般的な係争処理制度あり。
(法 § 250の7～ § 250の20)
※ 2 下線部は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与。

「2. 住民参加のあり方」関係

地方議会制度の概要① ～議員の選出～

- 1 任期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法§93）
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公職選挙法§260①）
 - 2 選挙権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法§18）
 - 3 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法§19）
 - 4 選挙区
 - ・ 都道府県議会議員
郡・市（指定都市についてはその行政区）の区域（公職選挙法§15①・§269）
 - ・ 指定都市議会議員
行政区の区域（公職選挙法15⑥）
 - ・ その他市・町村議会議員
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公職選挙法§15⑥）
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公職選挙法§15⑧）

○ 議員の定数

- 人口区分に応じて上限を以下のとおり団体の人口区分ごとに法定。その数を超えない範囲内で条例で定数を定める。（法 § 90、91）
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
【町村総会】（法 § 94）

○ 議員報酬等

- 議員報酬、費用弁償を支給
（法 § 203①・②）
- 期末手当を支給することが可（法 § 203③）
※ 額・支給方法は条例で規定（法 § 203④）

○ 政務調査費（法 § 100⑭・⑮）

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派・議員に対し、政務調査費を交付することができる。

- ※ 額・対象経費・支給方法等は条例で規定
- ※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定めるところにより議長へ収支報告書を提出

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公職選挙法 § 89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

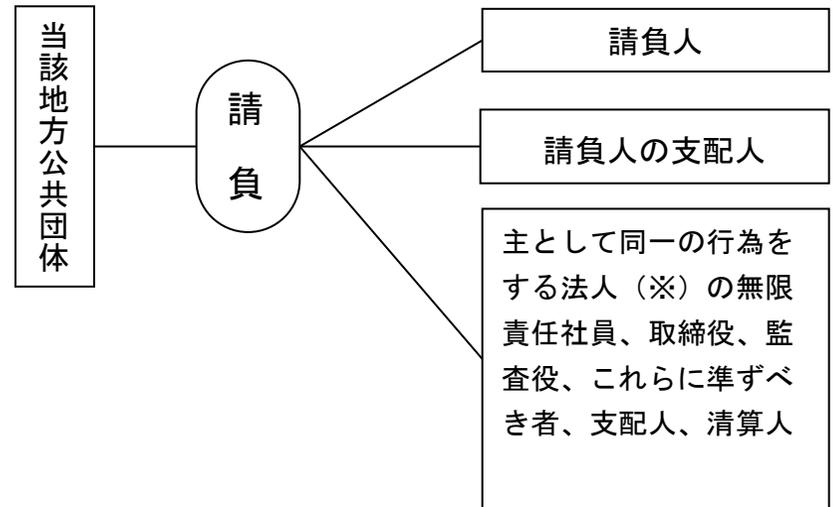
国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地方公務員法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 95
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 132による同法 § 95の準用
	固定資産評価審査委員	地方税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地方税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③Ⅶ	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。

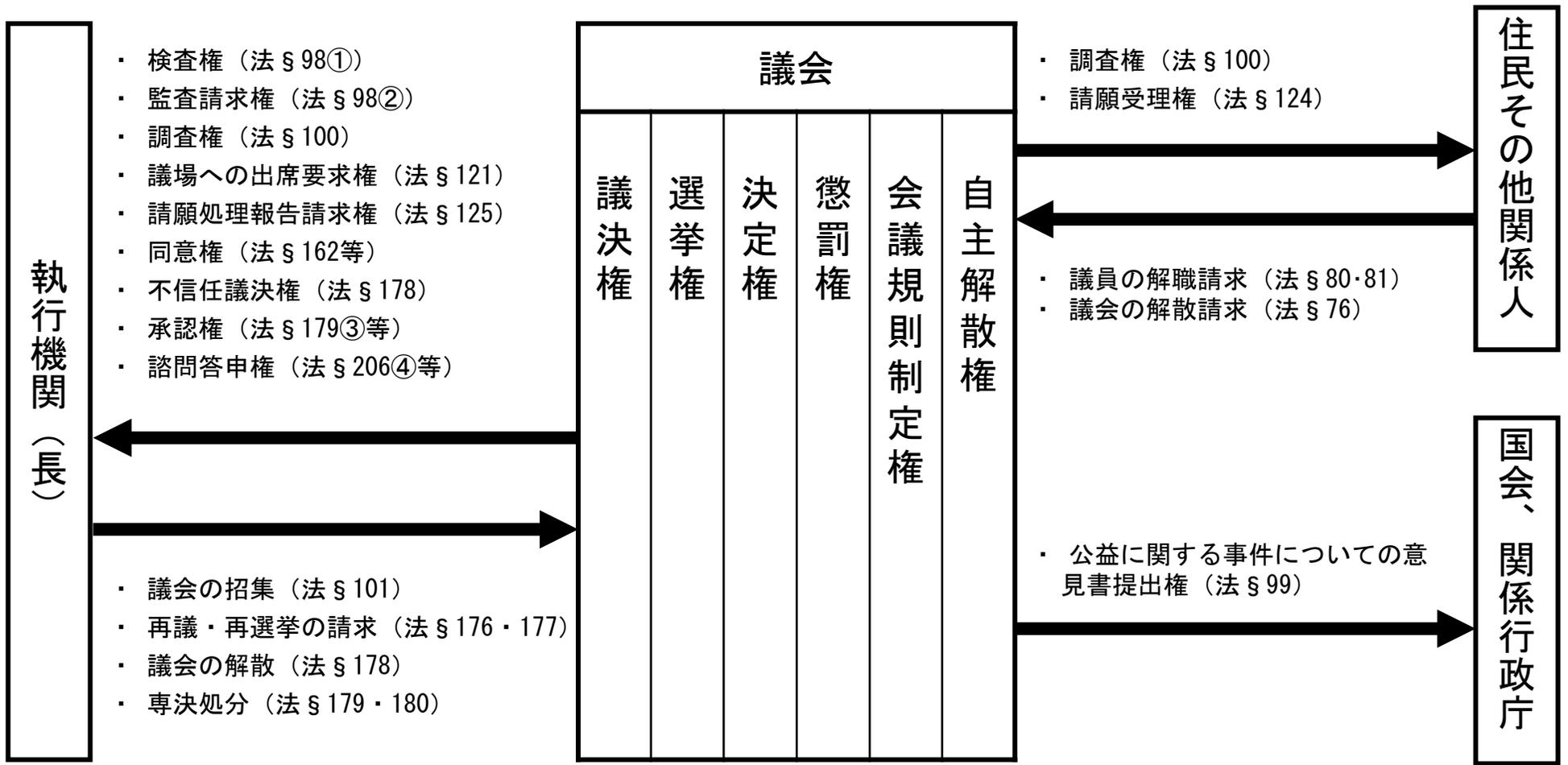
【請負の相手方】

【禁止される業】



※ 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

地方議会制度の概要④ ～議会の権限～



地方議会制度の概要⑤ ～議会の議決権～

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができる」とされている。

議決事件

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
 - ② 予算の議決（法 § 211・218）
 - ③ 決算の認定（法 § 233）
 - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
 - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）
 - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
 - ⑦ 不動産の信託（法 § 237②）
 - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）
 - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
 - ⑩ 権利の放棄
 - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2 ②）
 - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
 - ⑬ 損害賠償額の決定
 - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
 - ⑮ 法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件（法定受託事務を除く）について議会の議決事項を定めることができる（法 § 96②）（※今国会（平成22年通常国会）に提出を予定している地方自治法の一部改正案により法定受託事務に係る事件についても条例で議会の議決事件として定めることができるようにすることを検討中）

※ 専門的事項に係る調査（法 § 100の2）

議案の審査又は当該団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

住民自治に関する諸制度

1 直接請求制度

地方自治法においては、住民自治の徹底を期するため、直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めている。（下表参照）

種類（主なもの）	自治法の根拠条文	必要署名数 （有権者に占める割合）	請求先
条例の制定・改廃の請求	法 § 7 4	1 / 5 0	長
事務監査の請求	法 § 7 5	1 / 5 0	監査委員
議会の解散請求	法 § 7 6	1 / 3 [*]	選挙管理委員会
議員の解職請求	法 § 8 0	1 / 3 [*]	選挙管理委員会
長の解職請求	法 § 8 1	1 / 3 [*]	選挙管理委員会
主要公務員の解職請求	法 § 8 6	1 / 3 [*]	長

※ 有権者の総数が40万を超える場合には、その超える数に1/6を乗じて得た数と40万に1/3を乗じて得た数を合算して得た数

2 住民監査請求・住民訴訟制度（法 § 2 4 2、§ 2 4 2 の 2）

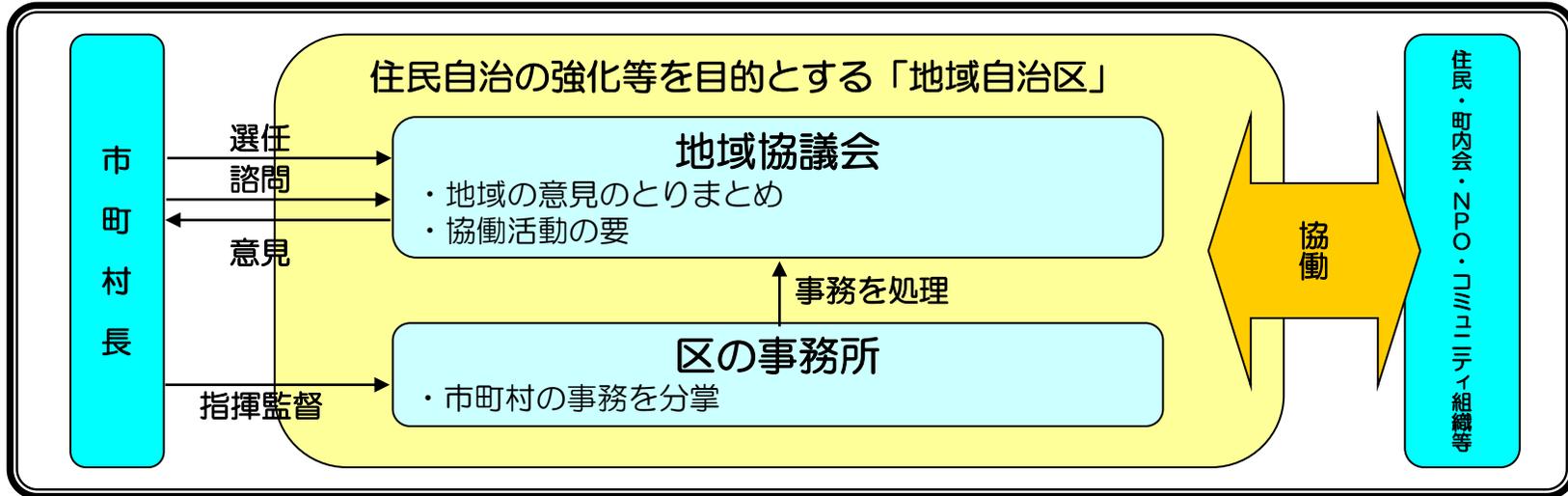
住民監査請求制度とは、一般的な事務監査請求とは異なり、地方公共団体の長等が行った違法又は不当な公金の支出等に限定した監査請求制度である。

住民訴訟制度は、住民監査請求をした者のみが、請求の結果に不服等がある場合、裁判所に対して訴訟を提起することができる制度である。

地域自治組織（地域自治区・合併特例区）制度

【一般的な地域自治組織制度〔地方自治法に規定〕】

1 「地域自治区」（法人格を有しない。）



※指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。（区地域協議会を置く場合は、原則としてすべての区に置かなければならないが、区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。）指定都市が地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

【合併時の特例〔市町村の合併の特例に関する法律・市町村の合併の特例等に関する法律に規定〕】

2 「地域自治区」（法人格を有しない。）……旧市町村単位で設ける場合

- ・ 特別職の区長を置くことができる。
- ・ 住所の表示にはその名称を冠する。

3 「合併特例区」（法人格を有する。）

- ・ 旧市町村単位で、一定期間（5年以下）設置できる。
- ・ 特別職の区長が置かれる。
- ・ 住所の表示にはその名称を冠する。

【事務の例】地域の公の施設の管理（集会所等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行

「3. 財務会計制度・財政運営の見直し」関係

監査委員の役割・構成

1 監査委員の役割

- ・ 監査委員は、主に、地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について監査を行わなければならないとされているほか、行政事務一般についても監査を行うことができることとされているもの。
- ・ 監査委員の監査は、これらの事務の適法性・能率性の確保を図る観点から行われているもの。

2 監査委員の構成

	定数(法 § 199②)	内訳 (法 § 196①)
都道府県 人口25万以上の市	4人※1	議員1人の場合は、識見を有する者3人※2 議員2人の場合は、識見を有する者2人※2
市町村	2人※1	議員1人、識見を有する者1人※2

※1 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。

※2 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】(法 § 196②)

3 解任方法

○ 罷免(法 § 197の2)

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

○ 退職(法 § 197の3)

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

4 服務等

- 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(法 § 198①)
- 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(法 § 198②)
- 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員・短時間勤務職員と兼ねることができない。(法 § 196③)

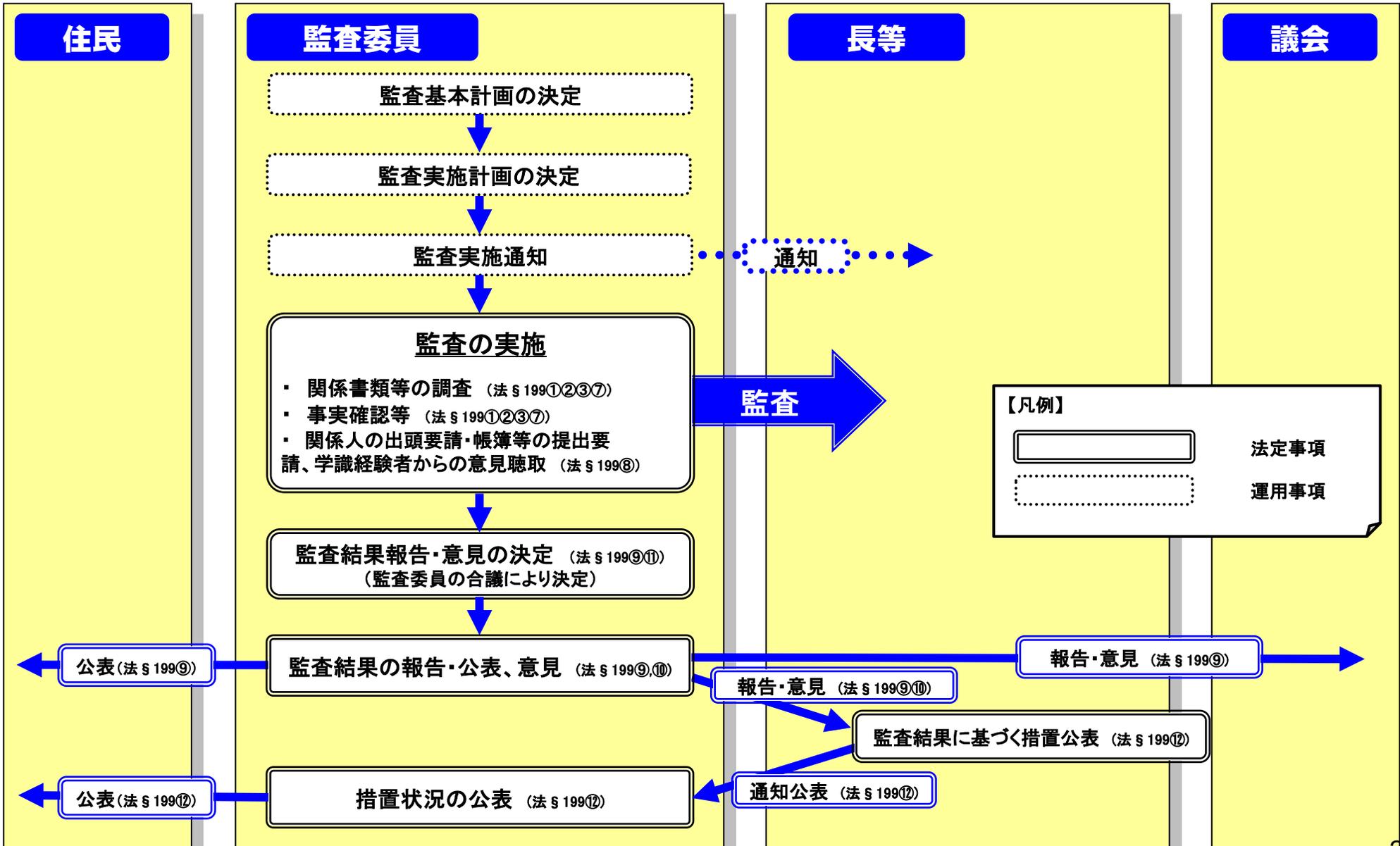
5 代表監査委員(法 § 199の3)

- 識見を有する者から選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならない。
- 代表監査委員は、監査委員に関する庶務等の事務を処理する。

6 監査委員事務局(法 § 200)

- 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

監査委員による監査の流れ



監査委員による監査等の種類

監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査(年1回以上)(定期監査)(法 § 199①④)
- ・ 決算審査(法 § 233②)
- ・ 例月出納検査(法 § 235の2①)
- ・ 基金の運用状況の審査(法 § 241⑤)
- ・ 健全化判断比率等の審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①)

監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査(必要がある場合)(随時監査)(法 § 199①⑤)
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査(必要がある場合)(行政監査)(法 § 199②)
- ・ 財政援助団体等の監査(必要がある場合又は長の請求)(法 § 199⑦)
- ・ 指定金融機関等の監査(長・公営企業管理者からの請求)(法 § 235-2②、地方公営企業法 § 27の2①)
- ・ 事務監査請求による監査(住民・議会・長からの請求)(法 § 75・98・199⑥)
- ・ 住民監査請求による監査(住民からの請求)(法 § 242)
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等(長からの請求)(法 § 243-2③)

外部監査制度

1 導入の背景

- ・ 地方分権の推進により、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するためにも、地方公共団体の監査機能の充実強化を図ることが求められていた。
- ・ 地方公共団体の予算執行をめぐる住民の関心が高まっていることや公費の執行に関するチェック機能について批判があり、住民の信頼により適切に答えられていくことが求められていた。
- ・ 地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるため、平成10年10月から施行

2 外部監査制度のポイント

- 地方公共団体の組織に属さない者が地方公共団体と契約を締結して監査
→ 監査機能の独立性を強化
- 一定の資格等を有する専門家※に限って契約を締結
→ 監査機能の専門性を強化

3 外部監査人に求められる役割

- ・ 地方公共団体の監査機能について専門性を強化する観点から、監査委員ともなり得る者であつて、かつ、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的な背景がある資格を持つ者が必要。
- ・ 具体的には、「地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見」を有する者で次の要件に該当するもの。

① 弁護士（弁護士となる資格を有する者も含む）

→ 地方公共団体の事務事業が法令に則ってなされているかどうかのチェックが必要なこともあることから、法律事務一般に精通していることが制度的に保障されている者であるため

② 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者も含む）

→ 地方公共団体の財務処理が適正に行われているかどうかのチェックが必要なこともあることから、財務書類の監査一般に精通していることが制度的に保障されている者であるため

③ 国の会計検査事務、地方公共団体の監査・財務事務に従事した者で監査実務に精通しているもの

→ 地方公共団体の監査一般や財政統制一般等に関し豊富な経験を積んでいる者であるため

④ 税理士（税理士となる資格を有する者を含む）

→ 税に関する法律事務・財務事務に精通していることが制度的に保障されている者であるため。

4 外部監査制度の基本的な仕組み

① 包括外部監査契約に基づく監査(法 § 252-36～ § 252-38)

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

(監査の種類)

- ・ 財務監査
- ・ 財政援助団体等監査

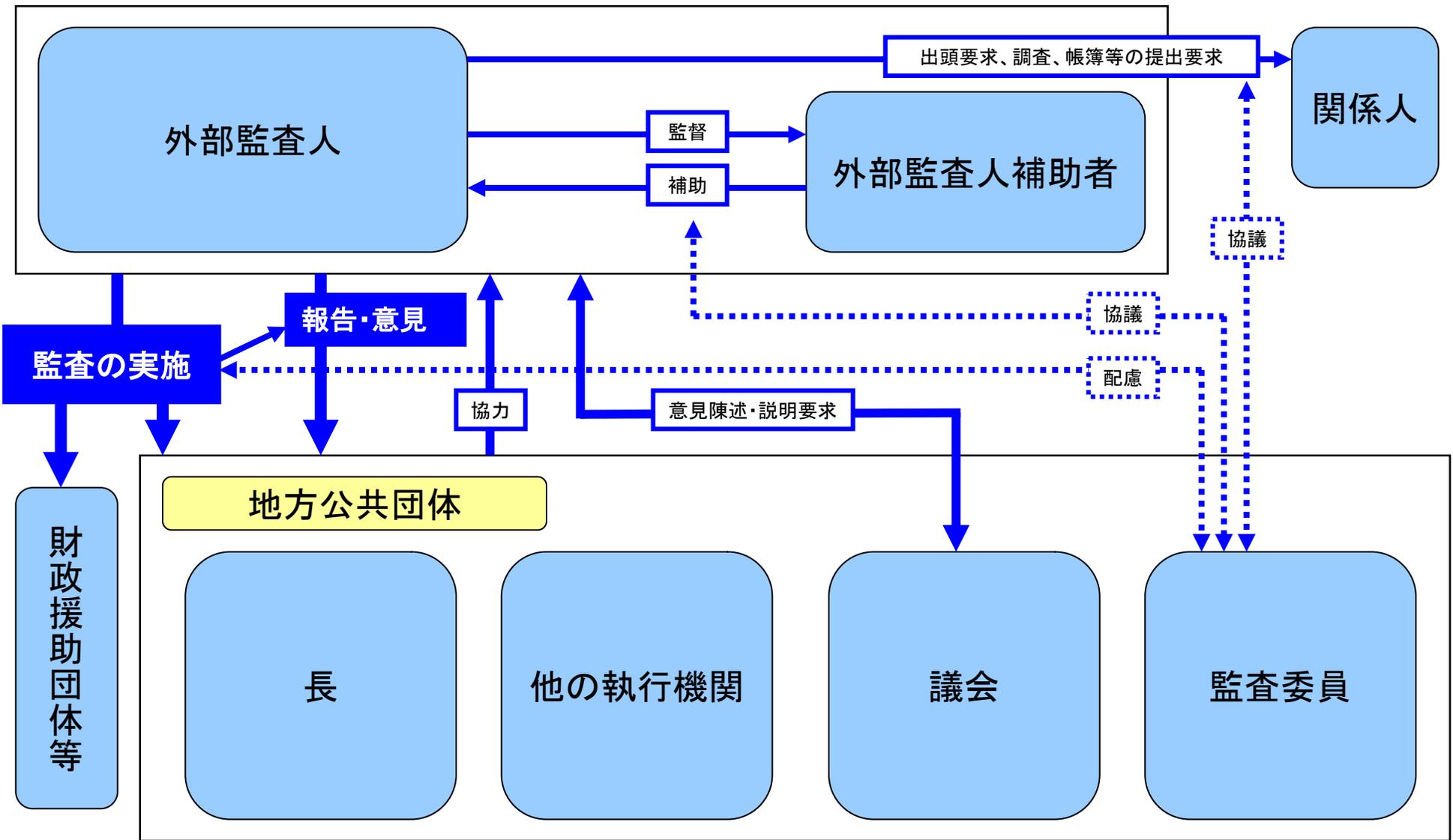
② 個別外部監査契約に基づく監査(法 § 252-39～ § 252-44)

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施
- 条例により任意に導入

(監査の種類)

- ・ 事務監査請求に基づく監査
- ・ 議会からの監査請求に基づく監査
- ・ 長からの監査要求に基づく監査
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求に基づく監査
- ・ 住民監査請求に基づく監査

○ 外部監査人と関係機関・関係者との相関図



外部監査制度と監査委員制度の関係

- 地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であることを基本としつつ、外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたもの
- 監査委員は、経常的に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人は、随時・臨時に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しつつ、互いの監査を円滑に実施

監査委員

- 地方公共団体の監査全般を行う地方公共団体内部の執行機関
- 財務監査・行政監査・例月出納検査・要求監査等を経常的に実施
- 上記のほか、外部監査人による監査の実施に当たっては、次のように外部監査に関して地方公共団体側から関わりを持つもの
 - ・ 外部監査結果の報告の受理・公表
 - ・ 外部監査人が関係人の出頭要求等をする場合の協議

外部監査人

- 地方公共団体の組織に属さない独立した立場から、高度な専門的知識に基づき、随時・臨時に監査を実施する者
- 外部監査人のイニシアティブによる特定事件の監査(包括外部監査)や、長等の要求に基づく監査(個別外部監査)を実施

○ 監査委員と外部監査人の役割分担

監査委員の監査		外部監査人の監査	
		(包括外部監査)	(個別外部監査)
財務監査（定期監査）	法 § 199①・④	—	—
財務監査（随時監査）	法 § 199①・⑤	○	—
行政監査	法 § 199②	—	—
決算審査	法 § 233②	—	—
例月出納検査	法 § 235-2①	—	—
基金の運用状況審査	法 § 241⑤	—	—
財政援助団体等監査	法 § 199⑦	○	—
（長の要求）	法 § 199⑦	—	○
指定金融機関等監査	法 § 235-2②	—	—
（長の要求）	法 § 235-2②	—	—
事務監査	住民の要求	法 § 75	○
	議会の要求	法 § 98②	○
	長の要求	法 § 199⑥	○
住民監査請求監査	法 § 242	—	○
職員の賠償責任監査	法 § 243-2③	—	—

現行の地方財務会計制度の考え方

地方公共団体の適正な財務処理を確保するため、財務会計事務の手續の基本ルールを定めた制度

民主的統制の保障と適正な会計管理

○ 議会・住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を全国的に確保

※「議会による民主的統制」… 財政民主主義の観点から議会による統制を規定(予算に係る議決。また、その執行に当たつての各款項間の流用禁止(ただし、項については例外あり。))。会計年度独立の原則。総計予算主義の原則。)

※「適法性」、「正確性」の確保… 議会による決算等のチェック、監査委員による財務処理のチェック、住民によるチェック機能(住民監査請求、住民訴訟)の確保

※「現金主義」と「単式簿記」… 議会の事前統制の手段、予算の執行管理の手段として、明確性とわかり易さが必要。予算は、現金収入である歳入を予算に基づき配分するものとして、現金ベースでの統制を採用。現金ベースの予算管理において、簡便な記帳方式の単式簿記を採用

※「情報開示」と「説明責任」の履行… 財政状況等についての住民等に対する説明責任を十分に確保(予算・決算書類、財政状況の公表等)

※「命令機関」と「執行機関」の分離… 会計事務の適正な執行を確保するために内部牽制の仕組みを採用(支出に係る「長」の命令行為と「会計管理者」の確認行為の分離)

国の財務会計制度との均衡

○ 国と地方公共団体とが財政運営上密接な関係にあることから、国の財務会計制度と連動した制度を設けることにより、国・地方公共団体間での適切な公金の収納・支払い、円滑な財源の移転等を確保

○ 国・地方公共団体の公経済で共通のルールを設けることにより、住民に対するわかり易さや利便性を確保

※ 国の財務会計制度は、財政法・会計法・国有財産法・物品管理法・国の債権の管理等に関する法律・予算執行職員等の責任に関する法律・会計検査院法等により統一的な手續を規定

予算について

会計年度	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。(法 § 208①)						
会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。(法 § 208②)						
総計予算主義	一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。(法 § 210)						
予算の内容	歳入歳出予算	継続費	繰越明許費	債務負担行為	地方債	一時借入金	歳出予算の各項の経費の金額の流用

<歳入歳出予算のイメージ>

(歳入予算)

<p>議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)</p> <p>① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分</p> <p>(例)(款) 市町村税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等</p>
<p>執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15)</p> <p>(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を細分化したもの</p> <p>(例)(項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分</p>

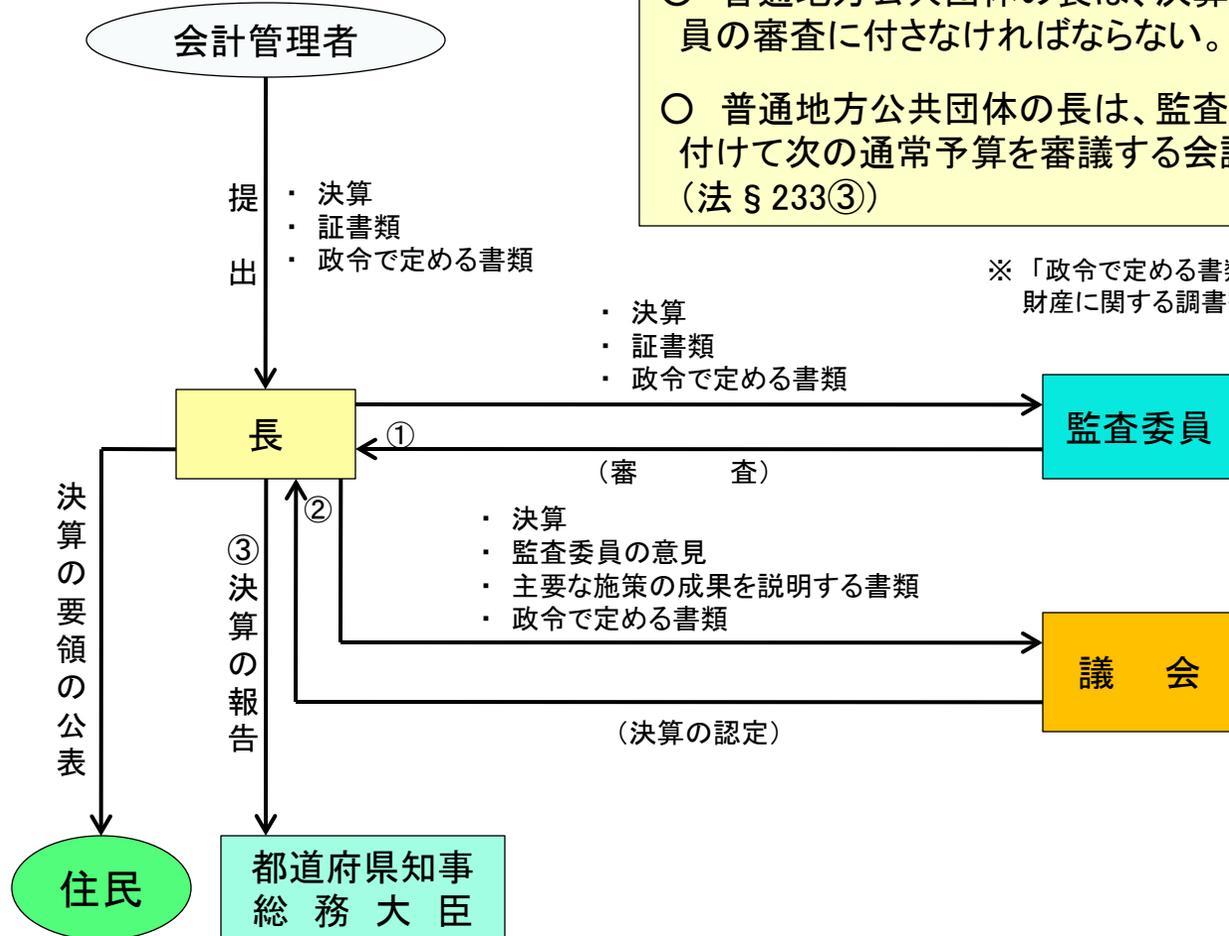
(歳出予算)

<p>議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)</p> <p>① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。</p> <p>(例)(款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等</p>
<p>執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15)</p> <p>(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。</p> <p>(例)(項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等</p>

決算について

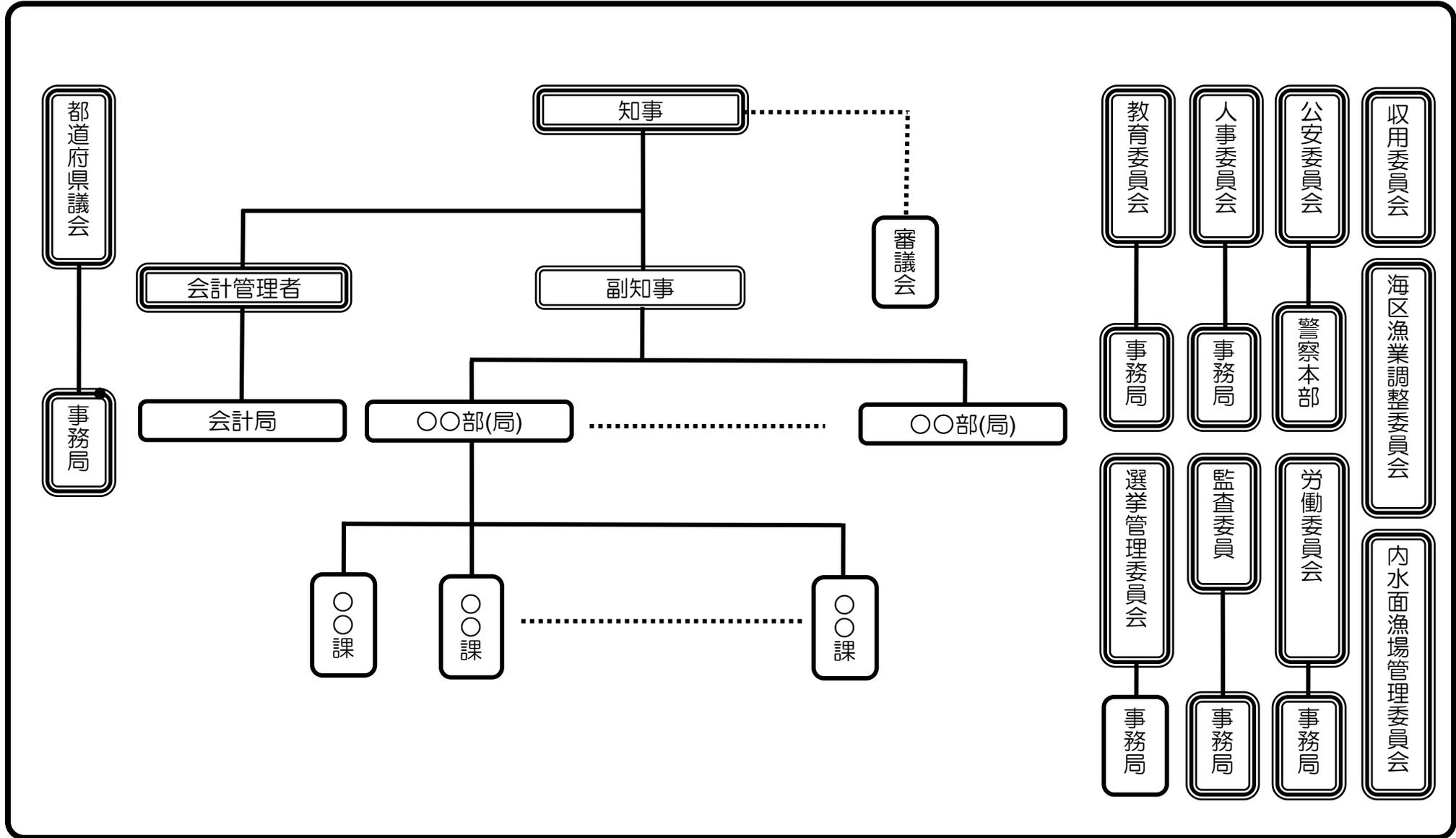
- 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。(法 § 233①)
- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。(法 § 233②)
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならない。(法 § 233③)

※ 「政令で定める書類」とは、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書をいう。



「4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）」関係

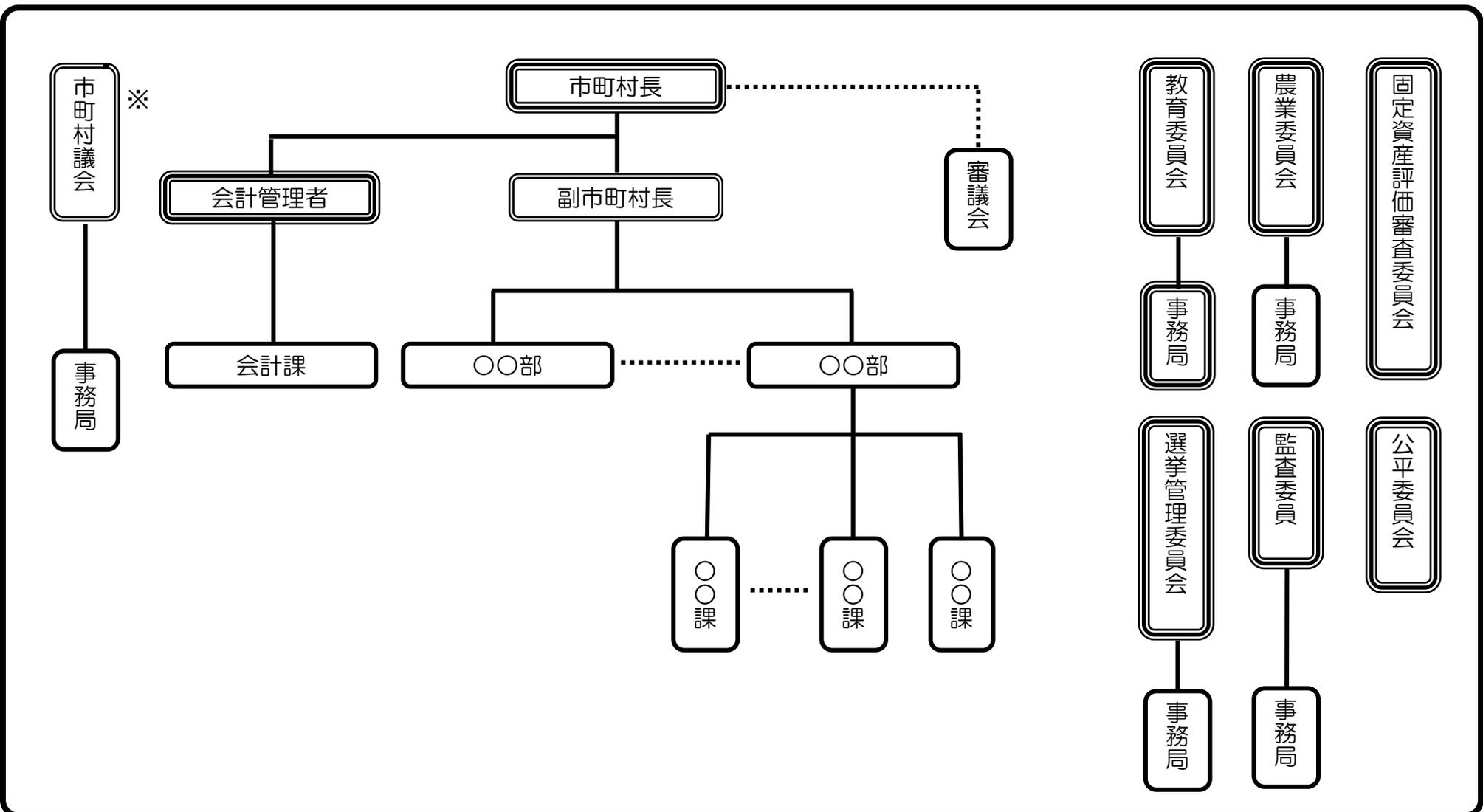
都道府県の一般的な組織図



 : 法律で設置が義務付けられているもの

 : 法律で設置が原則として求められているもの

市町村の一般的な組織図



☐ : 法律で設置が義務付けられているもの

□ : 法律で設置が原則として求められているもの

※町村は議会を置かず、町村総会の設置可

長の内部組織に関する制度の改正経緯

改正年	主な改正内容
地方自治法制定 (昭和22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○都に2部8局(総務部、会計部、民生局、教育局、経済局、建設局、交通局、水道局、衛生局、労働局)、道府県に7部(総務、民生、教育、経済、土木、農地、警察)を設置 ○必要があるときは、条例で局部の分合又は事務配分の変更が可能
昭和22年改正①	<ul style="list-style-type: none"> ○道府県の部について、7部(総務、民生、教育、経済、土木、衛生、農地)を必置(特別の必要があるときは、条例で農林部(又は林務部)、商工部、水産部、労働部、公共事業部、開拓部(※道に限る)を設けることができる。) ○局部の分合、事務配分の変更を認めない。
昭和22年改正②	<ul style="list-style-type: none"> ○道府県の部のうち、「警察部」を廃止
昭和23年改正①	<ul style="list-style-type: none"> ○都の局部及び道府県の部のうち、「教育部」を廃止
昭和23年改正②	<ul style="list-style-type: none"> ○都について、部を局へ変更 ○特別の必要があるときは、都に建築局、道府県に建築部を設けることができる。
昭和25年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○都の局のうち、交通局及び水道局を廃止 ○公共事業の経営に関する事務を処理するため、条例で必要な組織を設けることができる。
昭和26年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○都について、特別の必要があるときには、建築局のほか、主税局、港湾局を設けることができる。
昭和27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の局部数の整理(都:10局、道:9部、人口250万以上の府県:8部、人口100万以上250万未満の府県:6部、人口100万未満の府県:4部) ○条例により、局部の名称、分掌事務の変更、局部数の増減ができる(この場合、内閣総理大臣への届出が必要)。 ○条例で局部又は部課を定める際に配慮すべき事項を規定
昭和31年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合、内閣総理大臣への事前協議が必要 ○局部の名称及び分掌事務を例示規定化
平成 3年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の局部数の整理(都:11局、道及び人口400万以上の府県:9部、人口250万以上400万未満の府県:8部、人口100万以上250万未満の府県:7部、人口100万未満の府県:6部) ○局部の名称及び分掌事務の例示を削る。
平成 9年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の手続きについて、自治大臣への「事前協議」から「事前届出」に変更
平成15年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○局部数の法定制を廃止 ○都道府県にあっては「局」「部」の名称を、市町村にあっては「部」「課」の名称を廃止し、「長の直近下位の内部組織」と規定。 ○直近下位の内部組織の名称・分掌事務を規定した条例を改廃した際には、都道府県は総務大臣へ、市町村は都道府県知事へ事後届出(※今国会(平成22年通常国会)に提出を予定している地方自治法の一部改正案により当該届出を廃止することを検討中)

長とその組織

長

- 当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法 § 147)
- 当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。(法 § 148)

(所掌事務の例示)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

執行機関

副知事・副市町村長

- 長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する。(法 § 167)

会計管理者

- 当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。(法 § 168)

(所掌事務の例示)

- ・ 現金・有価証券・物品の出納及び保管
- ・ 小切手の振出
- ・ 現金・財産の記録管理
- ・ 支出負担行為に関する確認
- ・ 決算の調製、長に提出

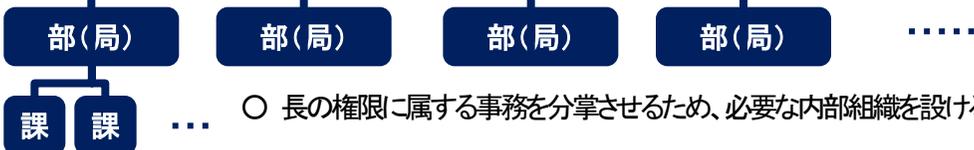
専門委員

- 長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。(法 § 174)

- 執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う。
(法 § 138-4④・法 § 202-3①)

附属機関

内部組織



- 長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(法 § 158①)

総合出先機関

- 長の権限に属する事務を分掌するため、条例で、必要な地に、支庁・地方事務所(都道府県)、支所・出張所(市町村)を設けることができる。(法 § 155①)

特別出先機関

- 法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。(法 § 156①)

補助機関

行政委員会と長との関係

- 執行機関は、条例・予算その他の議会の議決に基づく事務、法令・規則その他の規程に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理・執行する義務を負う。(法 § 138-2)
- 執行機関の組織は、長の所轄[※]の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。(法 § 138-3①)
- 執行機関は、長の所轄^{※1}の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。(法 § 138-3②)

※1 「所轄」とは、上級行政機関と下級行政機関の関係を表す意味の用語であり、通常2つの機関の間で、一方が上級の機関であることを認めながらも、他方は相当程度上級行政機関から独立した機関であることを表す意味に用いられている。

長

- 長は、当該普通地方公共団体を統括^{※2}し、これを代表^{※3}する。(法 § 147)
- 長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及び執行する。(法 § 148)
- 長は、概ね次の事務を担当する。(法 § 149)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

- 長は、各執行機関を通じて組織・運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、委員会・委員等の組織、事務局等の職員の定数・身分取扱について、委員会・委員に勧告することができる。(法 § 180-4①)

※2 「統括」とは、当該普通地方公共団体の事務の全般について、当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。

※3 「代表」とは、長が外部に対して、当該普通地方公共団体の行為となるべき各般の行為をなす権限をいい、長のなした行為そのものが、法律上直ちに当該普通地方公共団体の行為となることを意味する。

統括・代表・総合調整

委員会・委員

- 委員会・委員は、事務局等の組織、職員の定数・身分取扱について定める委員会・委員の規則等を制定改廃する場合には、長に協議しなければならない。(法 § 180-4②)

- 委員会・委員は原則として次の権限を有しない。(法 § 180-6)

- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。

都道府県・市町村

教育委員会

選挙管理委員会

人事委員会・公平委員会

監査委員

都道府県のみ

公安委員会

労働委員会

収用委員会

海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

市町村のみ

農業委員会

固定資産評価審査委員会

各行政委員会の概要

【都道府県と市町村に置かれる行政委員会】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	教育機関の管理、学校の組織編成、教育職員の身分取扱い等に関する事務、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	議会の同意を得て長が選任 (§ 4①)	<ul style="list-style-type: none"> 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者 (§ 4①)	5人 ※ 条例で次のように定めることが可能 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市 6人以上 町村 3人以上 (§ 3)	—
選挙管理委員会 (地方自治法)	選挙に関する事務・選挙に係のある事務の管理	議会における選挙 (§ 182①)	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者 (§ 182①)	4人 (§ 181②)	指定都市にあっては、行政区にも選挙管理委員会を設置 (§ 252の20④)
人事委員会 公平委員会 (地方公務員法)	<u>人事委員会</u> 人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告、職員の試験、選考の実施 <u>人事委員会・公平委員会</u> 勤務条件に関する措置要求・不利益処分の審査等	議会の同意を得て長が選任 (§ 9-2②)	<ul style="list-style-type: none"> 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者 (§ 9の2②)	3人 (§ 9-2①)	議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることが可能(この場合は公平委員会是非設置) (§ 7④)
監査委員 (地方自治法)	財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理の監査、地方公共団体の事務(一部を除く)の執行の監査	議会の同意を得て長が選任 (§ 196①)	<ul style="list-style-type: none"> 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 議員 (§ 196①)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・人口25万以上の市 4人 その他の市・町村 2人 ※ 条例でその定数を増加することが可能 (§ 195②)	—

【都道府県のみになれる行政委員会①】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
公安委員会 〔警察法〕	警察の行政及び運営の管理	議会の同意を得て長が選任 (§ 39①本文)	<ul style="list-style-type: none"> 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの (§ 39①本文) 	<ul style="list-style-type: none"> 都・道・府・指定県 5人 ※ うち2人は指定都市の推薦による者 指定県以外の県 3人 (§ 38②・§ 39①但書) 	—
		長が選任 (§ 39①但書)	<ul style="list-style-type: none"> 道、府及び指定県にあっては、指定都市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、当該指定都市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したもの (§ 39①但書) 		
労働委員会 〔労働組合法〕	労働組合の資格の立証・証明、不当労働行為に関する調査・審問・命令、労働争議の斡旋・調停・仲裁、その他労働関係に関する事務の執行	長が任命 (§ 19-12③)	<ul style="list-style-type: none"> 使用者団体が推薦した者（使用者委員） 労働組合が推薦した者（労働者委員） 使用者委員・労働者委員の同意を得た者（公益委員） (§ 19-12③) 	各都道府県ごとに使用者委員・労働者委員・公益委員について政令で定める数 <ul style="list-style-type: none"> 各13人（計39人）（東京都） 各11人（計33人）（大阪府） 各7人（計21人）（北海道、神奈川県、愛知県、兵庫県・福岡県） 各5人（計15人）（上記以外の府県） ※ 上記の数に加え、条例で定めるところにより、使用者委員・労働者委員・公益委員各2人（計6人）を加えることが可能 (§ 19-12②) 	—

【都道府県のみになれる行政委員会②】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
収用委員会 〔土地収用法〕	土地収用・使用に関する審理・裁決等	議会の同意を得て長が選任 (§ 5 2③)	・ 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者 (§ 5 2③)	7人 (§ 5 2①)	—
海区漁業調整委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	委員の選挙権を有する者が被選挙権を有する者につき選挙 (§ 8 5③一)	・ 海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であって、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営む又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（選挙権・被選挙権の要件） (§ 8 6①)	9人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては、6人 (§ 8 5③一)	海面（農林水産大臣が指定する湖沼を含む。）につき、農林水産大臣が定める海区ごとに置く。 (§ 8 4①)
		長が選任 (§ 8 5③二)	・ 学識経験がある者 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者 (§ 8 5③二)	・ 学識経験がある者：4人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては、3人 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者：2人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては、1人 (§ 8 5③二)	
内水面漁場管理委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	長が選任 (§ 1 3 1②)	・ 当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者 (§ 1 3 1③)	10人 ※ 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることが可能 (§ 1 3 1③)	—

【市町村のみに置かれる行政委員会】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
農業委員会 〔農業委員会等に関する法律〕	自作農の創設・維持、農地等利用関係の調整・農地の交換分合その他農地に関する事務	被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙したものの (§ 7①)	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会の区域内に住所を有する者で年齢20年以上のもので次のもの（選挙権・被選挙権の要件） ① 都府県にあっては10a、北海道にあっては30a以上の農地につき耕作の業務を営む者 ② ①の者の同居の親族又はその配偶者 ③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主 (§ 8)	長が選任する委員の数以上で次に掲げる数以下で条例で定める数 <ul style="list-style-type: none"> その区域内の農地面積が1300ha以下：20人 10a（北海道は30a）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数（基準農業者数）が1100以下：20人 その区域内の農地面積が5000ha超、かつ、基準農業者数が6000超：40人 上記以外：30人 (§ 7①、施行令第2-2)	<ul style="list-style-type: none"> 区域内に農地のない市町村には置かない。（§ 3①） 区域が著しく大きい市町村（24000ha以上）、区域内の農地面積が著しく大きい市町村（7000ha以上）は、区域を二以上に分けて各区域に設置することが可能（§ 3②、施行令第1-3） 区域内の農地面積が次を超えない市町村にあっては、置かないこととすることが可能（北海道800ha、都府県200ha）（§ 3⑤、施行令第2） 指定都市にあっては行政区ごとに設置（§ 35①） ※ 区域内の農地面積が1600ha未満の場合、行政区が新たに設置された場合、農業事情の共通な地域が区をまたがって存在している場合には、行政区ごとに置かないこととすることが可能（§ 35②、告示）
		長が選任 (§ 12)	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 (§ 12)	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 各1人 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数）以内 (§ 12)	
固定資産評価審査委員会 〔地方税法〕	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	議会の同意を得て長が選任 (§ 423③)	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者 (§ 423③)	3人以上で当該市町村の条例で定める数 (§ 423②)	—

地方議会の組織について

○ 議長・副議長

選出	議員の中から議長・副議長 1 人を選挙（法 § 103①）
任期	議員の任期による（4 年）（法 § 103②） 議会の許可を得て辞職することができる（法 § 108）
議長の権限	秩序維持権（法 § 104・§ 129・§ 130・§ 131）、議事整理権（法 § 104）、事務統理権（法 § 104・§ 138⑦）、議会代表権（法 § 104）、委員会における発言権（法 § 105） 等

○ 委員会

常任委員会 （法 § 109）	<ul style="list-style-type: none">・ 条例により設置・ 議員は、少なくとも 1 の常任委員となる。・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査。・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務につき、議案を提出することが可能。・ 公聴会の開催、参考人からの意見聴取、閉会中審査も可能。
議会運営委員会 （法 § 109-2）	<ul style="list-style-type: none">・ 条例により設置・ 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査。・ 議会の運営に関する事項等につき、議案を提出することが可能。・ 公聴会の開催、参考人からの意見聴取、閉会中審査も可能。
特別委員会 （法 § 110）	<ul style="list-style-type: none">・ 条例により設置・ 会期中に限り、議会の議決により付議された特定の事件を審査する。ただし、閉会中審査を妨げない。・ 公聴会の開催、参考人からの意見聴取も可能。・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務につき、議案を提出することが可能。

地方議会の運営について

<p>議会の招集 (法 § 101)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、長が招集 ・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の4分の1以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可 ・ 上記請求があったときは、請求日から20日以内に招集しなければならない。
<p>定例会・臨時会 (法 § 102)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集 ・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集
<p>定足数、議員の請求による開議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(法 § 113) ・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。(法 § 114)
<p>議案の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 112) * 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属 * 予算の提案権は長に専属 * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。(議員提出は定数の12分の1) * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属 ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 109①等)
<p>会議の公開 (法 § 115)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は公開 ・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数での議決が必要)
<p>修正の動議 (法 § 115-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。

<p>表決 (法 § 116)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (例外) <ul style="list-style-type: none"> * 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権による再議など → 出席議員の3分の2以上の多数での同意 * 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の3分の2以上の出席、その4分の3以上の同意
<p>除斥 (法 § 117)</p>	<p>議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)</p>
<p>会議不継続の原則 (法 § 119)</p>	<p>会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。</p>
<p>会議規則 (法 § 120)</p>	<p>議会は、会議規則を設けなければならない。</p>